社会医療法人社団　埼玉巨樹の会行動計画

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが社会の流れになっています。

そこで当法人では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　令和４年　４月１日～令和６年　３月 31 日までの　２年間

２．内容

☆目標１：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜取り組み＞

●令和４年４月～　新入職員への諸制度の説明・周知　　（令和５年度も同様）

●令和４年５月～　制度に関するパンフレットを作成し社員に配布（　　〃　　）

☆目標２：性別・職種に関係なく、全職員が育児休業等を取得しやすい環境作り。

●性別を問わず、仕事と家庭の両立をしやすい職場風土を作るため男性にも育児休暇制度の周知を図る（令和５年度も同様）

＜取り組み＞

●令和４年　９月～　アンケート調査による実態把握　　（令和５年度も同様）

●令和４年 11 月　　管理職意識調査　　（　　〃　　）

●令和５年　１月～　管理職への研修会開催　　（　　〃　　）

☆目標３：年次有給休暇等の取得数の向上

●一人当たり年間取得日数を平均年間７日以上とする。

＜取り組み＞

●令和４年　４月～　全職員の年次有給取得状況を毎月確認、報告システム構築
所属長への目標ヒアリング

●令和４年 10 月～　全職員の年次有給休暇取得状況の中間確認
所属長への中間ヒアリング

●令和５年　４月～　全職員の前年度有給取得状況についての報告

☆目標４：管理職に占める女性労働者の割合増加

●女性管理職の割合を 40%以上にする（診療部含む）

＜取り組み＞

●令和４年　４月～　性別を問わず、仕事と家庭の両立をしやすい職場風土を作るため男性にも育児休暇制度の周知を図り、女性の職場活躍の推進を図る。

社会医療法人社団　埼玉巨樹の会